

議案第70号

調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年11月30日

提出者 調布市長 長友貴樹

提案理由

地方税法等の一部改正に伴い、未就学児の均等割額を減額するとともに、  
所要の改正を行うため、提案するものであります。

調布市国民健康保険税賦課徴収条例の一部を改正する条例

調布市国民健康保険税賦課徴収条例（昭和33年調布市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項から第4項までの規定中「所得割額並びに」を「所得割額及び」に改める。

第3条の見出し中「所得割額」を「基礎課税額の所得割額」に改める。

第4条の見出し中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改める。

第9条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第10条第1号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に、「同条に」を「同項に」に改め、同号ア中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に、「1万8,410円」を「1万9,320円」に改め、同号イ中「6,510円」を「6,860円」に改め、同号ウ中「7,630円」を「7,980円」に改め、同条第2号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に、「1万3,150円」を「1万3,800円」に改め、同号イ中「4,650円」を「4,900円」に改め、同号ウ中「5,450円」を「5,700円」に改め、同条第3号中「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改め、同号ア中「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に、「5,260円」を「5,520円」に改め、同号イ中「1,860円」を「1,960円」に改め、同号ウ中「2,180円」を「2,280円」に改め、同条に次の1項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 4, 140円
  - イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6, 900円
  - ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万1, 040円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万3, 800円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
- ア 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 1, 470円
  - イ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 2, 450円
  - ウ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 3, 920円
  - エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4, 900円

第10条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「総所得金額」を「総所得金額及び」に、「及び第3号において同じ。」を「及び第3号において同じ。）及び」に改める。

附則第4項中「第10条」を「第10条第1項」に、「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に改める。

附則第7項、第8項及び第10項から第17項までの規定中「第10条」を「第10条第1項」に改める。

## 附 則

### (施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第9条第1項の改正規定、第10条の改正規定（「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に、「同条に」を「同項に」に改める部分及び第10条に1項を加える部分に限る。）及び第10条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第4項、第7項、第8項及び第10項から第17項までの改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

2 この条例（第10条の改正規定（「法第703条の5」を「法第703条の5第1項」に、「同条に」を「同項に」に、「被保険者均等割額」を「基礎課税額の被保険者均等割額」に改める部分及び第10条に1項を加える部分を除く。）に限る。）による改正後の調布市国民健康保険税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年4月1日から適用する。

### (経過措置)

3 改正後の条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

4 この条例（附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の調布市国民健康保険税賦課徴収条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。